平成２１年（フ）第１１０号
福岡県大牟田市大字手鎌986番地　中川原アパートＡ棟４号
債務者　蓮尾　愛子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１２１号
福岡県大牟田市天領町222番地３
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県大牟田市新地町６番地７　第２初島荘２Ｆ
債務者　坂　　文江
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８７２号
熊本市出水７丁目24番５号　コーポウエハラ202
債務者　小宮山由美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２０７号
大分市賀来南１丁目12番１―301号　アグリス正
債務者　塚本　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６２号
大分市新栄町３番16号
債務者　大畑　伸弘
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５６１号
大分市大字荏隈346番地の23
債務者　吉田　美和（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５１６号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木905番地７
債務者　柄本　孝子（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２９号
宮崎県西都市大字岡富1208番地５　市営瀬口住宅251号
債務者　光森　　泉（旧姓本部）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１２号
神奈川県小田原市南鴨宮２丁目14番10号
債務者　山崎　尚子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１２号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目415番地６
債務者　齊藤　治美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６０号
岐阜県羽島市正木町大浦375番地
債務者　山木田　彰
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６１号
岐阜県羽島市正木町大浦375番地
債務者　山木田　健
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６２号
岐阜県羽島市正木町大浦375番地
債務者　山木田　剛
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５６５号
岐阜市茜部菱野１丁目65番地１　シャンポール河八107号室
債務者　平沢　厚史
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５３５号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷555番地129―Ｂ棟101号
債務者　髙嶋亜希子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３号
長崎県対馬市厳原町下原472番地、前住所長崎県対馬市厳原町久田17番地
債務者　浅野こと　淺野　義広
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
岩手県一関市花泉町老松字照盛11番地
債務者　皆川久美子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで　盛岡地方裁判所一関支部